

4月1日から開始

令和4年3月15日

福祉バス利用者 各位

社会福祉法人  
名古屋市身体障害者福祉連合会  
会長 橋井 正喜

### 福祉バス事業の見直しについて

令和4年4月1日より、当会福祉バス事業の運営要綱及びガイドラインについて、改訂を行うこととなりました。詳細については以下及び別紙をご覧ください。

#### 1. 福祉バス運営要綱の改訂

- コロナ感染防止対策における乗車人数の制限について記述がない為、下記の通り追記する。

感染症等社会状況の変化により、利用対象を変更する必要があると認める場合には、会長が名古屋市と協議し、利用対象を定めるものとする。

- 抽選会当日に警報等が発令された場合の取扱の記述がない為、下記の通り追記する。

午前8時の時点で名古屋市内に暴風警報または暴風雪警報、特別警報（大雨・暴風・大雪・地震等）が発令されている場合、その当日正午までに限り、電話とFAX及びメールでの申込を可能とする。同一日の利用希望となった場合は、事務局の抽選により利用者を決定し、当日中に利用希望者へ連絡するものとする。

#### 2. コロナ対策ガイドラインの改訂

- 愛知県より県外移動の自粛等の呼びかけがあった際、その期間に利用予定がありキャンセル料が発生する場合の文言を一部修正、追記する。概要は下記の通り。

県外移動の自粛要請から3営業日以内のキャンセル連絡があった際はキャンセル料無料とする。上記期間に連絡がない以外は新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等のいかなる理由によるキャンセルであっても、利用予定日までの期間に応じたキャンセル料が発生する。